

## 税務あれこれ⑤

今月は役員報酬についての質問がありました。

**Q.** 以前は業績に応じて役員給与を簡単に変更出来たのに、最近では変更できなくなったと聞きます。また、このような事情だと社長が急逝して専務が昇格した場合など、いつにない事情の際も変更が出来ないのか、その辺りを教えて下さい。

**A.**

### 1. 役員報酬の変更について

平成18年の税制改正（丁度会社法の施行を受けての大幅改正）により役員給与自体の取り扱いが変わりました。

これは、法人の利益調整の手段として役員給与の利用を封じ込めたいという税務当局の考えもありますが、きちんとしたルールに基づいていれば（意図的なものでなければ）損金として認めます、ということです。ですので、質問のような業績が良いので給与を上げて利益を調整することは出来なくなりました。

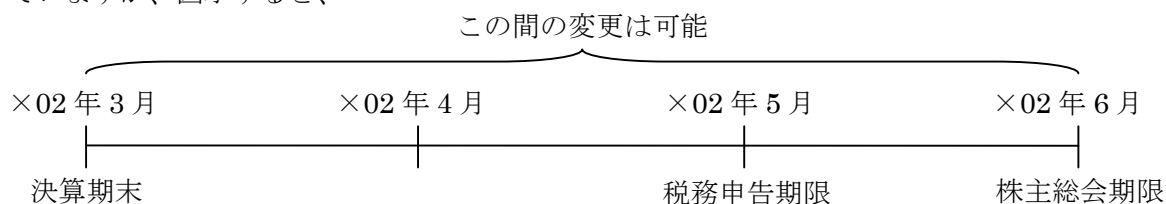
但し、ご質問のような止むを得ない事情がある場合は、変更することが出来ます。

### 2. 役員給与の決め方

- ①定期同額給与・・・毎月々の給与が変わらない（同額）給与
- ②事前確定届出給与・・・年俸を事前に届け出ることによって、賞与も損金として認められる
- ③利益連動給与・・・業績に応じて給与を決める事が出来るが、要件的に中小企業では該当せず

主だったものは①定期同額給与ですので、その内容と意味について書いておきます。

「事業年度開始の日から3か月以内の改定で、改定の前後で給与の金額を同額に保っているもの」と決まっていますが、図示すると、



通常会社は上記のようなスケジュールで進みます。3か月という月日は、決算確定後3か月以内に定時株主総会が開催されるので、その総会時に役員給与が決定される事も良くあるケースです。



役員給与の設定は間違いのないように。

税務レポート 2010.9.1号

税理士法人CFTパートナーズ

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346

E-mail : mail@cft-partners.jp http://www.cft-partners.jp